

サツマイモ重要病害虫の侵入警戒の取り組みのご協力をお願いします

国内では鹿児島県トカラ列島以南のみに発生しているアリモドキゾウムシ及びイモゾウムシが、本県に侵入した場合、サツマイモの移動が禁止される（出荷できない）等、「なると金時」産地に甚大な経済的損失を及ぼすおそれがあります。

（これまで、徳島県での侵入事例はありません）。

このため、徳島県では、「侵入警戒害虫」として位置づけられている害虫に対して「侵入警戒の取り組み」を強化しています。

なると金時の産地を守るために、皆様に関心をもっていただき、侵入警戒の取り組みに御協力をお願いします。

【具体的な取り組み】

（１） 県による発生調査

県では、早期発見のため、フェロモントラップ（※１）による発生調査を行っております。（昨年度から設置箇所を１１０か所増設。県病虫害防除所が調査）

（２）生産者及び地域住民による発見、発見後の県への通報

県病虫害防除所の調査はもとより、生産者や住民の皆さんの観察が、重要な早期発見の取り組みになります。

アリモドキゾウムシやイモゾウムシは、自力で長距離移動はできません。

栽培されているサツマイモやお近くのアサガオなどに、アリモドキゾウムシなどの痕跡がないか御確認いただき、万一、発見された場合は、県病虫害防除所（０８８－６７４－１９５４）に御連絡をお願いします。

（３）発生地域からサツマイモ等の持込み禁止の徹底

発生地域から、サツマイモやアサガオを本土に持ち込むことは、法律で禁止されています。決して持ち込まないようにしてください。

以上のように地域全体で、アリモドキゾウムシとイモゾウムシの侵入警戒に取り組み、「なると金時」産地を守っていきましょう。

（※１） フェロモントラップとは、フェロモン（誘引物質）で周辺の虫を集め、捕らえるトラップのことです。また、110か所の内訳は、鳴門市65か所、徳島市23か所、松茂町19か所、北島町3か所です。

侵入警戒害虫「アリモドキゾウムシ」と「イモゾウムシ」の発生にご注意を！

国内の一部地域のみが発生しているアリモドキゾウムシ及びイモゾウムシが新たな地域に侵入した場合、サツマイモに甚大な被害を与えるおそれがあります。このため、本県では、侵入警戒害虫として位置づけているこれら害虫に対して「侵入警戒の取り組み」を強化しています。

侵入警戒害虫の発生が確認されると、サツマイモの移動が禁止される(出荷できない)等、サツマイモの産地に甚大な経済的損失を及ぼすおそれがあります。

なると金時の産地を守るために、皆様に関心をもっていただき、侵入警戒の取り組みに対し皆様のご協力をお願いします。

1 侵入警戒害虫(アリモドキゾウムシ・イモゾウムシ)とは？

サツマイモ、ヨウサイ、グンバイヒルガオ、ノアサガオ等に寄生します。世界的なサツマイモの重要害虫で、日本では南西諸島の一部及び小笠原諸島のみが発生し、本土への侵入が警戒されています。



アリモドキゾウムシ(体長約7mm)



イモゾウムシ(体長約4mm)



被害を受けたサツマイモは、悪臭を発生し、食べると苦みが生じる。食用、でん粉原料用、加工用としても利用不可

2 侵入させない取り組み

侵入警戒害虫のまん延を防ぐため、法律(植物防疫法)によって、「発生地域」から「未発生地域」へのサツマイモなどの植物の持込は禁止されています。

発生地域	移動先	持ち込めないもの
沖縄県	本土	サツマイモ(※)
奄美群島		ヨウサイ(エンサイ)
トカラ列島		アサガオ、グンバイヒルガオ
小笠原諸島		等の生茎葉及び地下部

※ 蒸気による特別な消毒を行ったサツマイモは持込が可能です。裏面をご確認ください。

3 侵入警戒害虫が侵入するとどうなるの？

害虫の発生状況の調査などが行われ、発生に応じて、「植物防疫法」に基づく次の措置がとられる可能性があります。

発生地域内のサツマイモ、アサガオ等

- 区域外に移動させてはならない(出荷禁止)
- 除去(焼却・埋設)をしなければならない

一旦、侵入警戒害虫が発生すると、駆除には長い時間と膨大な費用がかかります。また、駆除が確認されるまでの間、出荷停止等により甚大な経済的損失が生じます。

4 何をすべき？・・・詳細は裏面をご確認ください

農業者の方だけではなく、住民の皆様もご協力いただき、「侵入防止」と「早期発見」体制を整えたいと考えております。皆様ご協力をお願いします。

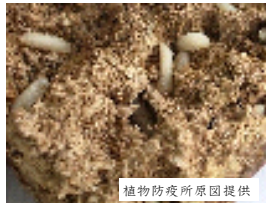
- 生産者：
- ①県が行う侵入警戒調査(トラップ調査)への協力
 - ②発見した場合、ただちに通報
 - ③発生地域から生のサツマイモ等を持ち込まない
- 住民：
- ①発見した場合、ただちに通報
 - ②発生地域から生のサツマイモ等を持ち込まない

生産者・地域住民の皆様へ

① アリモドキゾウムシ等を見つけた場合は、すぐに連絡を！

県では、アリモドキゾウムシの早期発見のため、トラップによる発生調査を行っています。しかし、それだけでは完璧であるとは言えません。

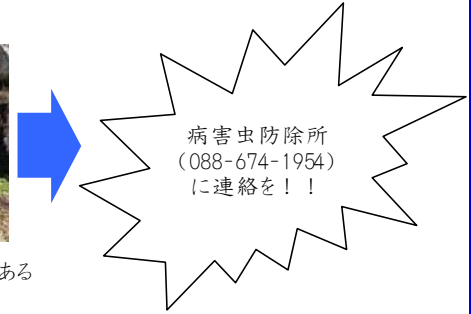
生産者や住民の皆さんの観察が、最も重要な早期発見の取り組みになります。栽培されているサツマイモやお近くのアサガオなどに、アリモドキゾウムシなどの痕跡がないかご確認いただき、万が一、発見された場合は、病害虫防除所(088-674-1954)にご連絡をお願いします。



イモに幼虫が食い入っている
(左:アリモドキゾウムシ幼虫, 右:イモゾウムシ幼虫)



イモの茎に虫が出たような穴がある



② 発生地域から生のサツマイモなどを決して持ち込まないように！

アリモドキゾウムシやイモゾウムシの発生地域から、サツマイモ(※)やアサガオを本土に持ち込むことは、植物防疫法で禁止されています。

「沖縄県、奄美群島、トカラ列島、小笠原諸島」から持込禁止

※ 蒸気による特別な消毒を行ったサツマイモは持込が可能です。
詳しくは、事前に以下へお問合せください。
門司植物防疫所名瀬支所(0997-52-0459)、那覇植物防疫事務所(098-868-1679)

アリモドキゾウムシやイモゾウムシは、自力で長距離移動はできません。
現在、最も危険性の高い侵入因子は、次の2つです。これらを行わないことで、ほとんどの場合、侵入を防ぐことができますので、地域全体で意識を高め、取り組むようお願いします。

- ① 郵便小包・宅配便
- ② 航空機や船舶による旅行者の手荷物での持込



生イモ(紅いも等)



イモの茎葉



ヨウサイ
(エンサイ・ウンチャー)



ノアサガオ

このチラシに関するお問い合わせ先

徳島県立農林水産総合技術支援センター経営推進課安全安心農業室
〒770-8570 徳島県徳島市万代町1-1(県庁内) 電話 088-621-2423